

11-1 福祉用具貸与

福祉用具貸与事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第8条第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

| | | | | |
|-------|--|---|-----------|--|
| 申請者要件 | 法人 | | | |
| 人員基準 | 区分 | 職種 | 員数 | 資格等 |
| | 従業者 | 福祉用具専門相談員 | 常勤換算で2人以上 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士 ・都道府県知事が指定する講習会の課程を修了し、終了した旨の証明書の交付を受けた者 ・厚生労働大臣の指定を受けていた講習会の課程を修了し、終了した旨の証明書の交付を受けた者 |
| | 福祉用具貸与、特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売と介護予防福祉用具貸与について、指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、それぞれの人員に関する基準を満たすことをもって、介護予防福祉用具貸与の基準を満たしているものとみなすことができる。 | | | |
| | 管理者 | | 常勤・専従1人 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務と兼務することができる。 ➢ 当該事業所の事象を適時かつ適切に把握でき、一元的な管理・指揮命令に支障がない場合は、同一事業者の他の事業所の管理者又は従業者を兼務することができる。 ➢ 管理者は、福祉用具専門相談員である必要はない |
| 設備基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営を行うために必要な広さの区画 ・福祉用具貸与の提供に必要な設備及び備品等 | | | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 区画は、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保すること。 |
| | 福祉用具の保管のために必要な設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・清潔であること。 ・既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。 | | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具の区分について、保管室を別にするほか、つい立ての設置等両者を保管する区域を明確に区分するための措置が講じられていること。 |
| | 福祉用具の消毒のために必要な器材 | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。 | | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた拭清等、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により消毒を行うものとする。 |
| | 福祉用具の保管又は消毒を | 福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合は、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができる ☆福祉用具の保管又は消毒の業務の全部又は一部を他の事業者（当該指定福祉用具貸 | | |

| | | | | |
|---------|--|---|--|---|
| | 他の事業者に行わせる場合 | <p>与事業者が運営する他の事業所及び指定福祉用具貸与事業者に福祉用具を貸与する事業者を含む。以下「受託者等」という。)に行わせる指定福祉用具貸与事業者(以下「指定事業者」という。)は、当該保管又は消毒の業務が適切な方法により行われることを担保するため、当該保管又は消毒の業務に係る委託契約(当該指定福祉用具貸与事業者が運営する他の事業所に当該保管又は消毒の業務を行わせる場合にあつては、業務規程等)において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。</p> <p>①委託等の範囲 ②委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件 ③委託等業務が、運営基準に従って適切に行われていることを指定事業者が定期的に確認する旨 ④指定事業者が委託等業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨 ⑤指定事業者が委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定事業者が確認する旨 ⑥受託者等が実施した委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 ⑦その他委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項</p> | | |
| | 福祉用具貸与と介護予防福祉用具貸与について、指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、福祉用具貸与の設備に関する基準を満たすことをもって、介護予防福祉用具貸与の基準を満たしているものとみなすことができる。 | | | |
| 福祉用具の種目 | <p>車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト(つり具部分除く)、自動排泄処理装置 ◆詳細については「厚生大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目(平成11年厚生省告示第93号)」を参照してください。 ◆固定用スロープ、歩行器、単点杖、多点杖については、特定福祉用具販売との選択制</p> | | | |
| 運営基準 | 項目 | 国省令(条文) | 県条例(条文) | 県規則(条文) |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・内容及び手続の説明及び同意 ・提供拒否の禁止 ・サービス提供困難時の対応 ・受給資格等の確認 ・要介護認定の申請に係る援助 ・心身の状況等の把握 ・居宅介護支援事業者等との連携 ・法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ・居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 ・居宅サービス計画等の変更の援助 ・身分を証する書類の携行 ・サービスの提供の記録 ・利用料等の受領 ・保険給付の請求のための証明書の交付 ・指定福祉用具貸与の基本取扱方針 ・指定福祉用具貸与の具体的取扱方針 ・福祉用具貸与計画の作成 ・利用者に関する市町村への通知 ・管理者の責務 ・運営規程 ・勤務体制の確保等 ・業務継続計画の策定等 ・適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等 ・福祉用具の取扱種目 ・衛生管理等 ・掲示及び目録の備え付け ・秘密保持等 ・広告 ・居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ・苦情処理 ・地域との連携等 ・事故発生時の対応 ・虐待の防止 ・会計の区分 ・記録の整備 | <p>8(準) 9(準) 10(準) 11(準) 12(準) 13(準) 14(準) 15(準) 16(準) 17(準) 18(準) 19(準) 197 21(準) 198 199 199の2 26(準) 52(準) 200 101(準) 30の2(準) 201 202 203 204 33(準) 34(準) 35(準) 36(準) 36の2(準) 37(準) 37の2(準) 38(準) 204の2</p> | <p>8(準) 9(準) 219 220 221 222 15(準) 41(準) 223 19の2(準) 224 21(準) 22(準) 23(準) 24(準) 24の2(準) 225</p> | <p>4(準) 10(準) 11(準) 12(準) 13(準) 14(準) 15(準) 16(準) 17(準) 18(準) 19(準) 162 20(準) 163 66(準) 166 167 163の2 168 24(準) 25(準) 26(準) 164</p> |